

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目		富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	甲州市	身延町	道志村	西桂町
想定される浸水リスク、土砂災害リスク情報の周知	現状	想定される主な水害は「土砂災害」。土砂災害の発生が懸念される区域は、山梨県が指定した「土砂災害警戒区域」を基に「土砂災害ハザードマップ」を作成し、公表している。	想定される主な水害は「土砂災害」「河川氾濫」。土砂災害の発生が懸念される区域は、山梨県が指定した「土砂災害警戒区域」を基に「土砂災害ハザードマップ」を作成し、公表している。	国土交通省が定める洪水浸水想定区域を公表する河川や水位周知河川が市内にないため、特に周知していない。	浸水害については洪水浸水想定区域が市内にないため、特に周知していないが、土砂災害警戒区域等については、土砂災害ハザードマップにより公表している。	多摩川の最上流域であり、浸水は想定していない。ただし、土砂災害の発生が懸念される地域であるため、土砂災害ハザードマップにより危険箇所の公表を行っている。		土砂災害ハザードマップを作成し、ホームページ、全戸配布等で公表している。	想定される主な水害は「土砂災害」「河川氾濫」。土砂災害の発生が懸念される区域は、「西桂町土砂災害ハザードマップ」を作成し、公表している。
	課題	上流地域であるため過去の水害実績があまりないため浸水リスクに対する情報が少ない。	河川氾濫区域の把握。	洪水浸水想定区域を公表する河川や水位周知河川以外の河川の状況が不明。	水位周知河川以外の河川に対する浸水リスクの周知をすれば、どの河川を対象にするのか、また、実態としてリスクがあるのか調査等実施する必要がある。	山間地であるため、逃げ場がない。		土砂災害ハザードマップは平成24年度に作成はしてあるが、土砂災害対策が実施されている地域もあることから、見直し・更新を行う必要がある。	洪水予報又は水位周知河川に指定されている河川はなく、指定外の中小河川に対する浸水リスクについて、過去に大規模な水害実績もないため把握できていない。
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	現状	山梨県雨量・水位情報システムでの確認と「雨量・水位・土砂災害警戒情報等確認表」や、CATV富士五湖の河川水位状況による桂川、宮川の水位情報等を収集し、必要に応じて注意喚起等を行う。	県の河川管理者からの情報をもとに、水位が上昇し、注意が必要な場合に注意喚起等を行い、更に上昇した場合には避難情報等を発令する。	山梨県雨量・水位情報システムにより、管理している「葛野川畑倉」「桂川強瀬」「笹子川花咲」の3つの水位局のみ富士・東部建設事務所からの「雨量・水位・土砂災害警戒情報等確認表」(FAX)により、情報を受けている。	山梨県雨量・水位情報システムでの確認と「雨量・水位・土砂災害警戒情報等確認表」により情報収集し、必要に応じて注意喚起等を行う。	想定していない。		山梨県雨量・水位情報システムでの確認と「雨量・水位・土砂災害警戒情報等確認表」により情報収集し、必要に応じて注意喚起・水防団のパトロールを行う。	監視カメラによる巡視及び職員や消防団のパトロールにより情報把握。
	課題	洪水浸水想定区域がないため、周知対象地域が明確になっていない。	監視カメラ等がないため、的確な情報が把握できない。	上記以外では、状況が把握できていない。	洪水浸水想定区域がないため、周知対象地域が明確になっていない。	特になし		特になし	特になし
避難勧告等の発令	現状	【水害】【土砂災害】 ・「大雨警報」が発表され「記録的短時間大雨情報」または「土砂災害警戒情報」が発表された場合。	【水害】 ・水位情報、今後の気象予測、河川巡視者からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報や今後の気象予測、土砂災害危険個所の巡視者等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。 ※いずれも避難勧告等の発令基準(マニュアル)に基づき発令する。	【水害】 ・大月市地域防災計画では「近隣での浸水が拡大した場合」に避難勧告としている。 【土砂災害】 ・大月市地域防災計画では「近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)の発見された場合」に避難勧告としている。 ・山梨県土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度予測が「レベル2」になり、現況値が基準値に近づいたとき。	【水害】 ・桂川、鶴川又は秋山川の水位が氾濫注意水位、警戒水位に迫っているとき又は超えたときに避難情報を発令する。 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報や今後の気象予測、土砂災害危険所の巡視者等からの情報を含めて総合的に判断して発令する。	【水害】 ・破堤につながるような漏水等を確認した場合。 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表された場合。 ・近隣市町村において前兆現象(斜面の亀裂、はらみ、擁壁、道路等にクラック発生等)が発見された場合。	【土砂災害】 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合。 ・大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。	【水害】 ・連続雨量100mmを超える場合。 ・河川の水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのある場合。 ・大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報が発令された場合。	【水害】 ・気象情報や河川巡視を鑑み総合的に判断 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報発令 ・警報発令 ・前兆現象 ・1時間雨量50mm
	課題	・高齢者が多く生活しているため、避難準備・高齢者等避難開始を早めに発令するなどの対応をする必要がある。 ・高齢者等に対して「防災行政無線以外での情報入手手段」についての、さらなる啓蒙が必要	・河川により、観測所がない場合があり、避難勧告等の基準が定められない地域がある。	・現状では、住民からの通報がなければ状況を把握することが困難である。	・発令対象が住家の床上浸水、半壊又は全壊が発生する恐れがある区域となっているが、具体的な区域がない。	・対象地域においては、高齢者が多く生活しているため、避難準備・高齢者等避難開始を早めに発令するなどの対応をする必要がある。	特になし。	・要配慮者に対して、早期に避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。 避難勧告の発令に関しては、災害対策本部で協議を行い、決定しているが、対応の遅延・発令基準の明確化に課題がある。	・水害における避難勧告等を発令する際の明確な基準が必要。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	山梨県	気象庁	現状・課題
想定される水害は「土砂災害」「河川氾濫」「液状化」。 土砂災害については、ハザードマップを作成し、公表している。 液状化については、忍草地区の一部において発生が懸念される。	想定される主な水害は「土砂災害」。 土砂災害の発生が懸念される区域は、「山中湖村土砂災害ハザードマップ」を作成し、公表している。	想定される主な水害は「土砂災害」。 土砂災害の発生が懸念される区域は、山梨県が指定した「土砂災害警戒区域」を基に「土砂災害ハザードマップ」を作成し、公表している。	想定される主な水害は「土砂災害」。 土砂災害の発生が懸念される区域は、山梨県が指定した「土砂災害警戒区域」を基に「土砂災害ハザードマップ」を作成し、公表している。	想定される主な水害は「土砂災害」。 土砂災害ハザードマップを作成しており、公表している。地区の土砂災害警戒区域、特別警戒区域を指定している。	想定される主な水害は「土砂災害」。 土砂災害ハザードマップを作成しており、公表している。地区の土砂災害警戒区域、特別警戒区域を指定している。	土砂災害警戒区域・特別警戒区域図、総合土砂管理計画を作成し公表するなど、市町村が作成するハザードマップの作成支援を行っている。		○相模川・多摩川において、洪水予報又は水位周知河川に指定されている河川はない。  ○山間部であるため、想定される主な災害は「土砂災害」であり、土砂災害の発生が懸念される区域は、山梨県が指定した「土砂災害警戒区域」を基に自治体ごとに「土砂災害ハザードマップ」を作成し、ホームページ等で公表している。
台風・大雨などの急な増水に対して川幅や土手のかさ上げなどが必要である。	土砂災害ハザードマップの経年変化による更新の必要性を検討する必要がある。	パンフレットを全戸配布など周知を図ったが、認知度は低いため、今後も啓発活動を継続する必要がある。	特になし	山間地であるため、逃げ場がない。	山間地であるため、逃げ場がない。	浸水リスクに対しての情報が不足している。		●過去に大規模な水害実績がなく、洪水浸水想定区域を公表する河川もないため、浸水リスクが把握できていないことが課題である。  ●「土砂災害ハザードマップ」により、危険箇所の公表を行っているが、山間地であるため逃げ場がない。今後も土砂動態の把握や対策に努める必要がある。
気象庁等の洪水予報等により情報収集を行っている。また、建設課や消防団のパトロールにより現状を把握している。	気象庁等の洪水予報等により情報収集を行っている。また、総務課、生活産業課のパトロールにより現状を把握している。	河川はないが、水路があり大雨時などの際はパトロールを行い、状況把握に努めている。	山梨県の雨量・水位情報システムにより湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）の水位を確認している。	大雨時などの際は職員や消防団でパトロールを行い、状況把握に努めている。	大雨などの際は職員が消防団でパトロールを行い、状況把握に努めている。	河川水位が通報水位以上（水防団待機水位、氾濫注意水位、計画高水位）に達した際は市町村へ連絡することとしている。		○河川管理者と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や県の雨量・水位情報システム、土砂災害警戒情報を参考に、情報収集を行い、必要に応じて住民へ注意喚起等を行っている。
監視カメラ等で把握したい。監視活動する職員・消防団員の安全確保が課題である。	洪水浸水想定区域がないため、周知対象地域が明確になっていない。	台風などの災害時にパトロールを行うことは職員の安全を確保できない場合もあるので、監視カメラ等の設備の導入を検討する。	幅広く周知するため、CATV のデータ放送などの活用を検討する必要がある。	監視カメラ等がないため、的確な情報が把握できない。	監視カメラ等がないため、的確な情報が把握できない。	河川水位を提供できる河川が少ない。		●洪水浸水想定区域がないこと。また、水位計や監視カメラ等が設置された河川が少ないため、正確な情報が把握できず、的確な情報提供を行えない。
【水害】【土砂災害】 ・異常気象時の避難勧告等の判断基準を作成して早めの対応をしている。 ・1時間雨量 40mm以上 ・土壌雨量指数 137 ・警報発令 ・土砂災害警戒情報発令 ・台風など事前情報を考慮する(強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合) ・担当者や地域の人からの情報提供により発令が妥当と認めた場合。	【水害】【土砂災害】 ・過去の被害時雨量に達した場合。 ・近隣で浸水が拡大した場合。 ・土砂災害警戒情報や今後の気象予報、災害の前兆などを総合的に判断。	【水害】 ・過去の被害時雨量に達した場合。 ・特別警報が発表された場合。 【土砂災害】 ・近隣で前兆現象(斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラックが発生)が発見された場合。 ・近隣で土砂災害が発生した場合。 ・降雨指標値が、一定時間後に「土砂災害発生の目安となる線」に到達すると予測される場合。 ・土砂災害警戒情報が発表された場合。 ・特別警報が発表された場合。	【水害】【土砂災害】 ・土砂災害ハザードマップをもとに気象情報、雨量、土砂災害警戒情報等を加味して発令。	【水害】【土砂災害】 ・近隣で土砂災害の前兆現象が発見された場合。 ・当日の連続雨量が100mmを超えた場合や時間雨量が30mmを超えた場合。 ・土砂災害警戒情報が発表された場合。	【水害】【土砂災害】 ・「大雨警報」「土砂災害警戒情報」が発表された場合 ・高齢者が多く生活しているため避難準備情報等は早めに発令し、可能な限り電話等で個別連絡を行っている。	土砂災害警戒情報を発表し、市町村長の避難勧告等の発令の判断の目安にできるよう情報提供している。		○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。  ○気象庁が行う大雨警報などの気象警報や県と気象庁が共同で行う土砂災害警戒情報、県の雨量・水位情報システムを参考に、避難勧告等の発令を行っている。  ○土砂災害危険地域などの対象地域には、高齢者が多く生活している。
予測を立て、避難準備・高齢者等避難開始を早めに発令するなどの対応をする必要がある。	別荘地等における状況把握が困難である。	国が策定している避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインを参考に村のマニュアルを作成し、発令の基準を整備する必要がある。	特になし	高齢者が多く生活しているため避難準備・高齢者等避難開始を早めに発令するなどの対応をする必要がある。	高齢化率が高いため避難準備・高齢者等避難開始を早めに発令する、早めの連絡をするなどの対応をとる必要がある。	洪水に対して避難判断情報の提供が不足している。		●自治体によっては、避難勧告等の発令に関する具体的な数値基準、対象区域が決まっていない。 ●水位情報や土砂災害の前兆現象等の状況を把握する手段が確立できていない。 ●要配慮者、高齢者のための避難準備、避難勧告の体制が確立できていない。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目		富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	甲州市	身延町	道志村	西桂町
避難場所・避難経路	現状	・HP より避難所・避難場所を周知。 ・土砂災害ハザードマップより周知。 ・防災マップより周知。	・HP・広報により避難所・避難場所を周知。 ・土砂災害ハザードマップより周知。 (平成 25 年 3 月作成)	・HP・広報により、避難所・避難場所を周知。 ・土砂災害ハザードマップより周知。 (平成 25 年 3 月各戸配布) ・毎年、市政協力委員長宛に避難所・避難場所一覧を送付している。	・HP・広報により、避難所・避難場所を周知。 ・土砂災害ハザードマップより周知。	・甲州市地域防災計画により周知。 ・土砂災害ハザードマップより周知。	・土砂災害等ハザードマップより周知。 ・HPで避難所、避難場所を周知。	・HP より避難所・避難場所を周知。 ・広報により年2～3回程度防災特集を組んでいる。	・HP で避難所・避難場所を周知。 ・年1回、地図を全戸配布。
	課題	一部の指定緊急避難場所が急傾斜地の崩壊警戒区域に含まれている。	・全住民へ避難場所、避難経路の周知ができていない。 ・一部の指定避難所が土砂災害警戒区域内に含まれている。	・全住民へ避難場所の周知ができていない。 ・避難経路の周知ができていない。	避難経路については、居住地毎に経路が異なるため、周知できていない。	対象地域では、避難地、避難所ともに土砂災害警戒区域内ではあるが、他に代替施設がないため、検討する必要がある。	特になし	一部の指定避難所が土砂災害警戒区域内に含まれている。	・毎年、全戸配布しているものの認知度が低い。 ・避難経路が確立されていない。
住民等への情報伝達の体制や方法	現状	防災行政無線、広報車、市ホームページ、携帯電話会社のエリアメール、Lアラート、ヤフージャパン、サイレン又は警鐘。	・防災行政無線、防災つるメール。 ・緊急速報「エリアメール」による情報提供。 ・「都留市防災ツイッター」を開始。	・大月市防災安全メールによる情報提供。 ・緊急速報「エリアメール」による情報提供。 ・防災行政無線を市内188箇所に設置。 ・HP による情報提供。 ・FB による情報提供。 ・また、防災行政無線の情報配信サービスを活用し、放送・メール・FAX・HP への書き込み等を一括処理できるようになっている。	基本的に防災行政無線、音声告知端末、登録制メール、HP で行い、必要に応じ、Lアラートや緊急速報メールで配信する。	広報紙、緊急速報メール、防災行政無線、CATV、防災関係資料の作成・配付、インターネット配信、SNSを利用した防災・気象情報の配信。	・広報紙、防災行政無線、防災関係資料の作成・配布、町ホームページより防災・気象情報の配信。 ・土砂災害等ハザードマップ、災害対策ガイド&マップの作成・公表。	テレビ、ラジオ、防災行政無線、テレビ電話、広報車、広報紙、災害時用ホームページ、Twitter 公式アカウント。	防災行政無線、安心安全メール、広報車、緊急速報エリアメール。
	課題	防災行政無線の難聴地域に対しては戸別受信機の設置や子局の増設などを行う必要がある。	防災無線は大雨の場合、聞こえにくい場合、避難情報が伝わらない。	・防災行政無線子局スピーカから聞き取りづらい箇所がある。 ・戸別受信機の設置のルールづくりができていない。	・ツールが多様化しており、情報発信に時間がかかるケースがある。 ・防災行政無線のデジタル化に伴い、それぞれの媒体と接続し連動すること。	高齢者や災害弱者などの情報を聞き取りづらい住民への周知方法。	特になし	・防災行政無線の難聴地域に対しては戸別受信機の設置や子局の増設などを行う必要がある。 ・交通、災害情報をメールや SNS を活用し、発信しているが情報伝達ツールの多様化・複雑化により発信に遅れがでるケースがある。また、高齢者など情報を手に入れづらい方への周知方法を検討する必要がある。	雨量情報、水位情報をCATV で公開するなど、情報を可視化し周知する方法を検討する必要がある。
避難誘導体制	現状	・避難の誘導は、市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等が連携し、実施する。 ・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平常時より避難誘導体制の整備に努めている。 ・既設の電柱への避難所案内看板の設置。	・防災行政無線や市広報車により、避難誘導している。 ・消防(水防)団員、自主防災組織等が連携し、実施する。 ・避難所等で土砂災害が想定される場合、その場所の避難所を開設せず、最寄りの水害がない安全な避難所に避難をさせている。	・防災行政無線により、避難誘導している。 ・対象地区の市政協力委員長へ電話連絡している。 ・福祉課へ情報提供している。	・防災行政無線等を利用し、避難情報を発令する。該当する自主防災会(区長)に予め連絡し、協力を依頼する。 ・総合防災情報システムなどの気象情報により、避難の準備、勧告、指示を判断し伝達する。その際、自主防災会長に一報入れながら無線放送をする。時刻は地域・地勢を考え、まずは自治会に避難所開設を促すとともに、市の直行職員が対応に当たる。	・避難の誘導は、市職員、警察官、消防(水防)団員、自主防災組織等が連携し、実施する。 ・健常者に先駆けて、要援護者を優先的に避難させる。	対象家屋が2軒なため、自主避難を基本とするが、消防団員において避難誘導を行う。	住民が安全、迅速に避難するため、自主防災会(自治会)単位であらかじめ設定した集合地に集まり安否確認を行い、指定された避難所へ避難するものとする。村は、要所に誘導員として消防部等を配置し、また夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者等の避難に当たっては、避難の順位を優先させる等の配慮をする。	・防災行政無線や広報車にて避難誘導。 ・避難は基本的には自主避難。 ・要支援者は、民生委員や消防団と連携し優先的に避難。
	課題	・要配慮者宅の事前の把握 ・誘導人員との連絡手段(無線機)等の整備 ・各自治会等における要配慮者支援体制の整備が不十分 ・海外からの観光客に対する体制の不備。	・全住民に周知できていない。 ・避難所等で土砂災害が想定される場合は、定められた避難所ではなく、きたす場合がある。	放送を聞いただけでは、避難を要するのかの判断が難しい。自主防災組織や消防団が中心となり、避難誘導することが必要となる。	有事の際に住民自らが避難誘導できるよう避難経路等を確認させる必要がある。	・市役所庁舎から、離れている地域のため、有事の際には地域住民の方が中心に誘導していただくを得ない状況。 ・上記の対応がどの程度実施できるのか不明。	特になし	消防団、民生委員、自主防災会が避難誘導を行うことになるが、要援護者への対応方法など連携体制に課題がある。	要支援者避難などの連携体制。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	山梨県	気象庁	現状・課題
・土砂災害ハザードマップを作成して周知。 ・HP で避難所・避難場所を周知。	HP、広報誌等により避難所・避難場所を周知。	村広報誌、HP より避難所・避難場所を周知。	HP や紙媒体で配布している土砂災害ハザードマップ、地域防災計画により周知。	・土砂災害ハザードマップより周知。 ・毎年の防災訓練で確認している。	土砂災害ハザードマップにより周知	土砂災害警戒区域・特別警戒区域図を作成し公表するなど、市町村が作成するハザードマップの作成支援を行っている。		○避難場所として公共施設等を指定し、土砂災害ハザードマップ等に記載、ホームページ等で周知している。
避難所の運営。	指定避難所でも土砂災害警戒区域に指定されているところがある。	災害種別ごとの避難所の公表及び周知に努める。	特になし	指定避難所でも土砂災害警戒区域に指定されているところがある。	指定避難所でも土砂災害警戒区域にかかっている箇所がある。	避難判断のための情報が不足している。		●山間地に位置する自治体が多く、自治体内で安全に避難できる避難場所、避難経路を確保することが困難であるため、広域避難(他市への避難)を含めた見直しが必要である。 ●避難場所、避難経路等の情報が住民に十分に周知、認知されていない。
・防災行政無線、TV データ放送(L アラート)、緊急速報メールなど。 ・現在、区会や自治会にお願いして電話連絡網の整備を進めている。	防災行政無線、TV、ラジオデータ放送(L アラート)、緊急速報エリアメール、広報車。	防災行政無線、TV、ラジオデータ放送(L アラート)、緊急速報エリアメール、広報車。	防災行政無線、富士河口湖町安心安全メール、Facebook 公式アカウント、Jアラート。	広報紙、防災行政無線、村広報車、防災関係資料の作成、防災・気象情報の配信。	広報誌、防災行政無線など。	・土砂災害警戒情報は、報道機関、市町村等を通じて伝達している。 ・総合河川情報システム(HP)により雨量、水位、洪水予報等の情報を提供している。 ・NHK、CATVのデータ放送により雨量、水位等の情報を提供している。	・気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。 ・気象台(気象庁)ホームページによる情報提供。	○雨量、水位等の情報をホームページ、SNS、NHK・CATV のデータ放送、防災行政無線、防災メールなどにより伝達している。
住民が情報をつかみに来られるような情報伝達手段の整備が必要。	観光客、別荘地への来村者に情報が届いているか把握が困難である。	災害時には情報を取得できるよう住民に上記の配信方法を周知する。	防災無線が聞き取りにくい場所があるため、CATVでの受信や情報の可視化、多言語化が課題。	高齢者や災害弱者などの情報を聞き取りづらい住民への周知方法。	高齢者や災害弱者などの情報を聞き取りづらい住民への周知方法。	ホームページ、SNS 等の情報は、高齢者等要配慮者など一部の住民には伝わらないことが懸念される。また、自ら住民が防災情報を取得出来る手段が少ない。	防災気象情報の入手方法の周知や理解促進。	●ホームページ、SNS 等の情報は、高齢者等要配慮者など一部の住民、観光客には伝わらないことが懸念される。また、自ら住民が防災情報を取得出来る手段が少ない。 ●高齢者等、要配慮者の主要な情報収集ツールである防災行政無線が聞き取りづらい地域が存在し、防災情報を認識できない恐れがある。
誘導員を配置し、地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう措置する。	・避難所を指定済み。 ・防災訓練において避難所開設・運営訓練を実施。 ・要配慮者を適切に誘導するため、地域住民等の協力を得ながら平常時より避難誘導體制の整備に努める。	村は、要所に誘導員(消防団員)を配置し、また夜間時には投光器を設置するなど、地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、障害者や高齢者等の要配慮者については、自主防災組織等の中からあらかじめ定めた複数の支援員によって介助等の適切な措置をとり、速やかな避難誘導を行う。	消防団、自主防災組織、交通安全協会等の協力を得て避難誘導を行う。	・防災行政無線や村広報車にて避難誘導をしている。 ・消防団や自主防災組織の力も借りて避難誘導體制を整えている。	防災行政無線や電話による個別連絡を実施している。			○避難誘導は、市職員、警察、水防団(消防団)、自主防災組織が実施している。また、防災行政無線や広報車を活用した避難誘導も実施している。
自治会と民生委員等による要支援者の支援体制。	村が住民数に対し比較的広域なため、すべてを網羅することは困難である。	被災時に迅速かつ円滑に実施できるよう平時の訓練を実施する必要がある。	特になし	職員、消防団、自主防災会が避難誘導を行うことになるが、要支援者への対応方法など連携体制に課題がある。	高齢者や山間部の住民の避難体制。			●避難誘導のための準備・訓練や連絡体制の整備、拡充が必要となる。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目		富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	甲州市	身延町	道志村	西桂町
平時からの住民等への周知・教育・訓練	現状	・市及び各自主防災会が実施する防災訓練。 ・防災出前講座による住民への周知。	・毎年1回、避難所ごとに避難所開設訓練を実施。 ・避難所運営リーダー養成講習会を開催(毎年)。 ・山梨県及び市町村、山梨大学と連携し、「甲斐の国・防災リーダー養成講座」を実施。	・大月市総合防災訓練を実施し、各自主防災会の活動を促進している(毎年)。 ・地域防災リーダー養成講習会を開催(毎年)。 ・緊急地震速報訓練とシェイクアウト訓練を計画(H.29.7.5 緊急地震速報訓練の中止に伴い中止となった)。 ・山梨県及び市町村、山梨大学と連携し、「甲斐の国・防災リーダー養成講座」を実施。 ・出前講座の実施。	・総合防災訓練において、住民主体の避難所設置運営訓練を実施。 ・総合防災訓練時に有識者を招いて防災講演会を実施。 ・県主催の防災リーダー養成講座に地区会長が参加。 ・広報や音声告知端末により、家庭内備蓄や登録制メールの呼びかけを実施。	防災訓練を実施し、住民の意識啓発を行っている。	自主防災組織向けの研修会等の実施。	・防災業務に従事する職員及び一般住民等に対して、防災知識の普及を図る。 ・防災訓練を行い、洪水・土砂災害の前兆現象の際には情報提供を行うように指導している。 ・広報を活用し、防災に係る情報の提供を年2～3回程度行っている。	・防災講演会の開催。 ・防災訓練の実施。 ・広報で毎月シリーズ防災として周知啓発。 ・自主防災組織単位による防災マップ作り。
	課題	・自治会未加入世帯に対する周知。 ・ハザードマップ等の防災情報が十分に認知されていない懸念がある。	訓練内容の工夫及び防災意識向上のための啓発活動を継続的に実施する必要がある。	・「自助」「共助」の意識が住民に浸透していない。 ・避難の流れが周知できていない ・備蓄の意識が浸透していない。	定期的なハザードマップ利用に関する周知が必要。	昨年の熊本地震、今年の九州北部豪雨を受け、より実践的な防災訓練を行っていく必要がある。	特になし	一時避難場所や災害の危険箇所について、ハザードマップ等を配布し、周知を行っているが、住民の周知を徹底する必要がある。	自助・共助の意識の向上。

②水防に関する事項

項目		富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	甲州市	身延町	道志村	西桂町
河川水位等に係る情報の提供	現状	・CATV富士五湖のデータ放送による雨量・水位情報の提供 ・山梨県から雨量・水位情報の提供を受けている。	・水防本部より水防団に連絡。 ・防災行政無線、防災つるメールなど。	山梨県雨量・水位情報システムにより、管理している「葛野川畑倉」「桂川強瀬」「笹子川花咲」の3つの水位局のみ富士・東部建設事務所からの「雨量・水位・土砂災害警戒情報等確認表」(FAX)により、情報を受けている。	・山梨県雨量・水位情報システムでの確認と「雨量・水位・土砂災害警戒情報等確認表」により情報収集し、必要に応じて注意喚起等を行う。	・水防本部より水防団に連絡。 ・連絡方法は、防災行政無線。		山梨県から雨量・水位情報の提供を受けている。	職員や消防団による巡視又は監視カメラ等で得た情報について、防災行政無線にて周知。
	課題	過去の災害が少なく住民の河川水位等に関する情報への意識が低いため、啓蒙活動等が必要である。	消防団との連携を強化していく必要がある。	上記以外では、状況が把握できていない。	洪水浸水想定区域がないため、周知対象地域が明確になっていない。	特になし		住民に対して、雨量・水位情報を提供する仕組みを検討する必要がある。	CATVデータ放送に加入予定であり、今後は、水位情報を可視化して提供することを検討する必要がある。
河川の巡視	現状	状況により職員及び消防団が実施している。	水防管理者は随時区域内河川等を巡視し(消防団へも巡視依頼)、水防上危険であると認められる箇所があるときは、富士・東部建設事務所、警察署等に連絡して必要な措置を求めるとしている。	・消防署が、巡視している。 ・巡視区間は、消防署にて選定している。	消防署、消防団が区域を巡視している。	常時河川堤防その他水防に係りのある工作物等を監視する。 ※水防団の受け持ち区間などの記載なし。		職員及び消防団によるパトロールを実施している。	職員や消防団による巡視又は監視カメラで確認。
	課題	危険箇所の特定ができていない。	市職員だけでは巡視しきれないため、消防団に依頼している。	特になし	・消防団との連携。 ・管轄区域の配備体制の整備。	特になし		特になし	巡視するポイントが必要(河川の流量は巡視した人によって危険の感じ方がさまざま)。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	山梨県	気象庁	現状・課題	
・災害等に係る情報をHPに掲載し、防災知識の普及・教育を図る。 ・総合防災訓練において、住民主体の避難所設置運営訓練を実施。	・災害に際し、住民自らが主体的に判断し、行動できることが重要なため、防災知識の普及・教育を図る。 ・関係機関等と合同で行う「総合防災訓練」のほか、「非常通信訓練」「避難訓練」「防疫訓練」「消防訓練」「水防訓練」など、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう各種訓練を実施。	村職員及び一般住民等の資質を高めるため、また、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であることから、毎年、広報誌での周知を図ると共に、防災訓練を実施している。	毎年1回総合防災訓練を実施している。	防災訓練を実施し、住民の意識啓発を行っている。	防災訓練を実施し、住民の意識啓発を行っている。	・総合河川情報システム（HP）にて、雨量・水位情報を公開している。 ・NHK、CATVのデータ放送により雨量、水位情報を公開している。 ・「水防対策ルーム」を県庁見学ルートに入れ、見学者に設備の紹介と水防災教育を実施している。 ・県内小学生を対象にハザードマップ等を活用した防災教育を実施している。	出前講座による防災気象情報の普及啓発。	○土砂災害ハザードマップ等の防災情報の配布、防災訓練などを実施し、住民の意識啓発を行っている。  ○災害等に係る情報をHPに掲載している。	
防災訓練での参加者数が低いので、防災意識向上のための啓発活動を検討する必要がある。	近年の災害が少ないためか、防災意識が浸透していない。	防災訓練での参加者数が低いので、訓練内容の工夫及び防災意識向上のための啓発活動を検討する必要がある。	特になし	訓練等への参加が難しい高齢者への指導方法。	訓練等への参加が難しい高齢者への指導方法。	公開されているシステム、情報が十分に認知されていない。 水防啓発活動への参加者（対象者）が限定される。	住民への防災気象情報等の知識やそれに基づく適切な取るべき行動についての普及啓発の進め方。	●防災訓練の不参加者などに対し、災害危険箇所やハザードマップ等の防災情報が十分に認知されていない懸念がある。  ●住民に危険性や切迫感を伝えられず、避難行動に結びついていないことが懸念される。	L M

②水防に関する事項

忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	山梨県	気象庁	現状・課題	
村職員、消防団による水路の巡視活動を行い、浸水の恐れがある場合は村防災行政無線、消防団車両等で住民への周知を行う。	・山梨県雨量・水位情報システムでの確認と「雨量・水位・土砂災害警戒情報等確認表」により情報収集し、必要に応じて注意喚起等を行う。	村職員、水防団（消防団）による水路の水位を確認し、浸水の恐れがある場合は水路の横断を通行止めにする。その際には村防災行政無線等で住民へ迂回路の周知を行う。	HPで「山梨県総合河川情報システム」を周知。	・職員や消防団が水路の水位を確認する。 ・通行止め等になった場合には村防災行政無線等で住民へ迂回路の周知を行う。	職員や消防団が水位等を確認している。	雨量、水位情報は、総合河川情報システム（HP）、NHK、CATVのデータ放送等により提供している。		○職員や水防団（消防団）が水位の確認を行っている。  ○ホームページ、防災行政無線、防災メール等により雨量、水位及び気象情報を提供している。	
台風などの災害時にパトロールを行うことは職員、消防団の安全を確保できない場合もあるので、監視カメラ等の設備の導入を検討する必要がある。	洪水浸水想定区域がないため、周知対象地域が明確になっていない。	台風などの災害時にパトロールを行うことは職員、水防団の安全を確保できない場合もあるので、監視カメラ等の設備の導入を検討する。	特になし	住民に対して、雨量・水位情報を提供する仕組みを検討する必要がある。	上記以外では、状況が把握できていない。	公開されているシステム、情報が十分に認知されていない。		●豪雨時に職員や水防団が水位確認を行うには安全を確保できない懸念がある。そのため、情報収集、情報伝達手段を検討する必要がある。  ●自治体によっては、情報伝達手段が確立されていない。	N O
・巡視するポイントを一覧にし、消防団等に配布。 ・建設課と消防団による二重チェックを行っている。	大雨時など総務課、生活産業課のパトロールにより現状を把握している。状況に応じて、住民に周知する。		消防団、町都市整備課によりパトロールを行う。	職員や消防団が水路の水位を確認する。	職員や消防団が水位等を確認している。	出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。		○自治体、水防団（消防団）などが巡視を行い、事務所や警察に危険箇所を報告している。	
職員、水防団の安全確保。	特になし		特になし	巡視の際の安全面。	特になし	管理河川の全区間を巡視することが困難。		●水防団（消防団）等や巡視の人員が不足している。  ●危険箇所の把握ができておらず、巡視するポイントが明確でない。危険箇所の共有が出来ていない。	P Q

②水防に関する事項

項目		富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	甲州市	身延町	道志村	西桂町
水防資機材の整備状況	現状	・市内5箇所(備蓄倉庫)に、シヨベル、土のう袋等を整備している。 ・出水期には、土のうを相当数整備。	市内6箇所に水防倉庫を設置。	・市内15箇所に備蓄倉庫を設置し、備蓄品を管理。 ・消防署にて、笹子、葛野の2カ所に水防倉庫を設置管理。	市役所防災倉庫及び市役所の出張所に土嚢や資機材を整備している。	・市内6箇所に水防倉庫を整備。 ・資機材:丸太、空俵、縄、蛇籠、鉄線、スコップ、ツルハシ、鎌、鉋、鋸、ペンチ、照明具		・村内14箇所に備蓄倉庫を設置し、備蓄品を管理。 ・資機材:土嚢袋、発電機、毛布、食料、スコップなど	防災倉庫並びに各消防団詰所にスコップ、土嚢を整備
	課題	水防専用の高機能な資材準備、備蓄は行っていない。	市内6箇所に水防倉庫を設置。	・地域において、備蓄倉庫の鍵の管理者の確認が必要。 ・水防倉庫が老朽化している。	特になし	特になし		排水設備などの資機材は備蓄していないため、検討の必要がある。	大規模な水害に対応するための資機材の不足。
水防活動の担い手不足	現状	消防団員が水防団を兼務している。	消防団に依頼している。	・消防団が担当している。 ・消防団員も年々不足している。 ・仕事等により、参集時にいない団員も多い。	消防団員が水防団を兼務している。	消防団員が水防団を兼務している。	消防団員が水防団を兼務している。	・消防団が水防団を兼務している。 ・台風時には土嚢を作ることや、災害危険箇所の警戒などを行っている。	消防団が兼務して行っている。
	課題	・団員対象者の減少。 ・消防防災活動等に追われ、水防活動まで手が回らない。	特になし	団員の減少及び高齢化。	特になし	団員の減少及び高齢化。	特になし	・団員の減少及び高齢化。 ・村外勤務者が多いこと。	特になし
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	災害警戒・対策本部を本庁舎2階に設置する。	水害の想定なし。	災害対策本部を本庁舎に設置する。	水害本部もしくは災害対策本部を本庁舎に設置する。	災害対策本部を本庁舎に設置する。		・村立診療所は、被災時にあって医療機能を維持するため、平時から燃料の確保をはじめとしたライフラインの維持機能の整備、応急用医療資材の備蓄、医療スタッフ等の研修に努める。 ・村立診療所が被災その他の理由により使用できない場合は、健康班は、近隣の公的施設に安全性を考慮して、避難場所、小中学校等公共機関や、災害現場に救護所を設置する。	災害対策本部を役場本庁舎に設置し、対応している。
	課題	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし		・診療所が土砂災害警戒区域内に含まれている。	特になし



②水防に関する事項

忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	山梨県	気象庁	現状・課題	
・防災倉庫並びに各消防団詰所にスコップ。毎年土嚢を整備。 ・救助用ボート2艇整備。	防災倉庫並びに各消防団詰所にスコップを役場防災倉庫に土嚢を整備。	資機材:スコップ、照明器、土嚢	防災倉庫内に水防用資機材(スコップ、照明、土嚢など)を備蓄。	・村内8か所に防災倉庫を整備している。食料、発電機、照明、毛布等。 ・消防団詰所にスコップ、土嚢等を整備している。				○土嚢袋やロープ、スコップ等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
水害用の備蓄品が不足している、備蓄倉庫が必要。	大きな水害がないため、現場でのノウハウが不足している。必要な資機材等の情報収集・整備を行う必要がある。	大きな水害がないため、現場でのノウハウが不足している。必要な資機材等の情報収集・整備を行う必要がある。	特になし	大きな水害がないため、いざというときに使用できるか検討、確認が必要。	特になし	特になし		●資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある。	R
消防団が兼務して行っている。	消防団が兼務して行っている。	水防団は消防団員が兼任しているが、若年層人口の減少等により消防団員の団員確保が年々困難になってきている。	消防団員が水防団を兼務している。	消防団員が水防団を兼務している。	消防団員が水防団を兼務している。			○消防団員が水防団を兼務している。	
団員の確保。	特になし	団員の減少及び高齢化。	団員の減少及び高齢化。	団員の減少及び高齢化。	団員の高齢化。			●水防団(消防団)が減少・高齢化等している。	S
・災害対策本部を設置する。 ・水害に係る情報収集やそれに伴う避難所等の開設の指示等を行う。	水害の想定をしていない。	村役場は、災害情報等を迅速に収集し、関係機関・住民等への確に伝達できるよう努める。	水害想定区域外に設置されている。	災害対策本部を本庁舎に設置する。	災害対策本部を本庁舎に設置する。			○災害対策本部を本庁舎に設置し、対応している。	
大規模な増水時は役場庁舎が浸水する可能性がある。	特になし	特になし	特になし	本庁舎、診療所が土砂災害警戒区域に指定されている。	本庁舎の耐震性が低いとされているため、建替えを検討している。			●自治体によっては、本庁舎、診療所が土砂災害警戒区域に指定されている。また、大規模水害時に浸水の恐れがある。	T
								●本庁舎に非常用電源等の設備がない。	U
								●災害対策本部となっている本庁舎の耐震性に問題がある。	V

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目		富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	甲州市	身延町	道志村	西桂町
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状	特になし	特になし	地域の水利組合にて、対応している。	特になし	・排水施設なし。 ・資機材については、市役所各庁舎で保管。		特になし	特になし
	課題	特になし	特になし	市で操作していないため、地域の水利組合に任せている状況。	特になし	特になし		特になし	特になし
洪水調節をする治水ダムの現状	現状		特になし	深城ダムでは、年度当初に説明会を行い、毎年、情報伝達訓練を実施している。	深城ダム、相模ダムについては連絡体制を確認するための洪水演習を実施している。			特になし	特になし
	課題		特になし	特になし	特になし			特になし	特になし

④河川管理施設の整備に関する事項

項 目		富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	甲州市	身延町	道志村	西桂町
堤防等河川管理施設の整備状況	現状	特になし	観測所がない河川がある。	必要に応じて実施している。	神奈川県との県境なので、神奈川県企業庁との連携がある。			洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、河川改修など適正な管理を進めていくとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図るものとする。	特になし
	課題	特になし	雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図る必要がある。	予算不足のため、すべてに対応できていない。	特になし			特になし	特になし

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	山梨県	気象庁	現状・課題	
消防団ポンプの活用		・道路冠水時の排水ポンプ(小型) 1台 ・排水池 14箇所	特になし	村内に排水施設2か所。	排水施設なし	河口湖の洪水調整を行うことを目的に河口湖水門及びびうそぶき水門操作規則に従い操作・運用を行っている。		○ほとんどの自治体が、排水施設、排水資機材を保有していない。  ○河口湖の洪水調整を行うことを目的に河口湖水門及びびうそぶき水門操作規則に従い操作・運用を行っている。	
雨水が一か所に流れるため、新たな隧道の設置または調整池の確保の検討が必要。		雨水の最終処理施設である排水池の適正な維持管理を引き続き行う。	特になし	特になし	特になし	運用を行う職員の確保、教育が必要である。		●集中豪雨による氾濫水を迅速に排水するため、排水施設、排水資機材の整備、機材を扱う職員の確保、教育が必要である。	W
東京電力の発電取水用堰がある。			河口湖、本栖湖、西湖に放水路が設置済み。			深城ダム、相模ダムについては連絡体制を確認するための洪水演習を実施している。		○深城ダム、相模ダムについては、連絡体制を確認するため、毎年、情報伝達訓練や洪水演習を実施している。  ○河口湖、本栖湖、西湖に放水路が設置済み。	
堰の調整			河川管理者、水利権者との協議が必要になっている。			特になし		●豪雨時の河口湖、本栖湖、西湖からの放流について、河川管理者、水利権者との協議が必要である。	X

④ 河川管理施設の整備に関する事項

忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	山梨県	気象庁	現状・課題	
氾濫や洪水被害を防止するための河川改修や堤防設置の陳情活動の実施。	必要に応じて実施。		特になし	本村中心を流れる小菅川は必要があれば修繕等を行っている。また村の真ん中を通るので日頃からパトロール等の情報収集に努めている。	必要に応じて実施している。	洪水被害を防止するために河道拡幅等の河川改修事業を実施。		○観測所が設置されていない河川がほとんどである。  ○河道の流下能力を確保するための整備を実施している。	
河川幅、堤防高の確保。	特になし		特になし	特になし	特になし	必要な堤防高、幅が不足する箇所の整備を着実に進めていく必要がある。		●雨量観測所や水位観測所を設置し、情報収集体制を確立する必要がある。	Y
								●必要な堤防高、幅が不足する箇所の整備を着実に進めていく必要がある。	Z



概ね5年で実施する取組（実施済を含む）

○概ね5年で実施する取組（実施済を含む）

○:実施予定

▲:実施中

●:実施済み

—:予定無し

■:該当なし・対象なし

具体的な取組の柱		主な内容	課題	目標 時期	実施する機関															
					富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	甲州市	身延町	道志村	西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	山梨県	気象庁
事項	具体的取組																			
1)ハード対策の主な取組																				
■洪水を河川内で安全に流す対策																				
	①流下能力向上対策、浸透・侵食対策としての築堤・護岸の整備	・流下能力対策 ・浸食洗掘対策	Z	引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲	
			Z	引き続き実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲	
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																				
	①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災無線テレホンサービスの導入	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災行政無線テレホンサービスの導入、デジタル化、難聴地区の解消等	J	引き続き順次実施	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	—		
	②洪水時および土砂災害時の庁舎等、災害対応を継続するための施設の機能確保や対策の充実	・洪水時および土砂災害時の庁舎等の機能確保のための対策	T,U,V	引き続き順次実施	●	■	●	●	■	■	●	■	●	○	■	■	●	■		
	③水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備 ・大規模水害・土砂災害に備えた水防資機材の拡充、整備。 ・資材の搬出入やヘリコプターの離発着のための河川防災ステーション等、防災スペースの整備	・水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備 ・大規模水害・土砂災害に備えた水防資機材の拡充、整備。 ・防災ステーション等、防災スペースの整備	R	引き続き順次実施	▲	▲	▲	▲	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲		
	④水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計(危機管理型水位計)や量水標、CCTVカメラ等の設置	④水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計(危機管理型水位計)や量水標、CCTVカメラ等の設置	C,E,N,Y	H33年度	—	—	—	—	—	—	—	▲	○	—	○	—	○	—	▲	
	⑤水門の改修(機能保全)	・水門の改修(機能保全)	W	H33年度															○	
	⑥避難場所の災害種別の表示の整備	・避難場所の災害種別の表示の整備	H	引き続き順次実施	○	●	●	○	●	—	○	●	○	○	○	●	○	○	—	
	⑦総合土砂管理計画の策定	総合土砂管理計画の策定	B	H33年度															○	
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																				
■情報伝達、避難計画等に関する取組																				
	①住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供	・洪水予報等の情報発信(洪水予報等)の実施 ・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供	C,E,I,M	H33年度	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	●	—	—	▲	
	②河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難勧告の発令に着目したチェックリスト・タイムラインの作成及び訓練	・チェックリスト・タイムラインの作成及び支援	D	H33年度	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	—	—	—	—	○
		・チェックリスト・タイムラインを活用した訓練・見直し及び支援	D	H33年度	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施	K	H33年度	○	—	—	—	○	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	
	④気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	M	引き続き実施															●	
	⑤広域避難に関する調整、避難経路の検討	・広域避難に関する調整、避難経路の検討	B,G,T	H33年度	—	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	—	○	—	○	—
	⑥PC、スマートフォン、SNS等を利用した防災・気象情報の配信	・PC、スマートフォン等で河川画像を配信、SNSを利用した防災・気象情報の配信	I,O	H33年度	○	●	—	●	○	●	○	○	●	●	—	○	●	○	●	●
	⑦洪水対応情報伝達演習の実施	・洪水対応情報伝達演習	N,O	H33年度	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	●	—
	⑧要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	F	H33年度	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	—	
	⑨避難情報に関する意見交換会の実施	・避難情報に関する意見交換会	H	順次実施	○	—	—	—	▲	—	○	○	○	○	—	—	○	○	—	
	⑩水位周知河川の検討や水害の危険性を周知する河川の選定	・洪水予報河川、水位周知河川の検討	A	H33年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
		・水害の危険性を周知する河川の選定	A	H33年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○

具体的な取組の柱	事項	具体的な取組	主な内容	課題	目標 時期	実施する機関															
						富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	甲州市	身延町	道志村	西桂町	忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	山梨県	気象庁
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																					
■防災教育や防災知識の普及																					
①災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	H,K	引き続き実施	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	—	—		
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	・水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	L,M	H33年度	—	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	○	○	○	—	○		
③教員を対象とした講習会の実施	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施	L,M	H33年度	○	—	—	—	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—	○		
④小学生を対象とした水防災教育の実施	・小学校の総合学習授業の中で、水防災教育の取組の実施	L,M	H33年度	○	●	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	●	○		
⑤出前講座等の講習会の実施	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	L,M	引き続き順次実施	●	●	●	○	●	—	○	○	—	○	○	●	○	○	●	○		
⑥避難を促す緊急行動トップセミナーの開催	・緊急行動トップセミナーの開催	L,M	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
⑦想定最大規模洪水も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	・想定最大規模洪水も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A	H33年度																		
⑧想定最大規模洪水や土砂災害を対象としたハザードマップの作成・周知	・想定最大規模洪水を対象としたハザードマップの作成・周知	H	H33年度	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○				
	・土砂災害の発生を考慮したハザードマップの作成・周知	H	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
⑨共同点検の実施	・共同点検の実施	Q	H33年度	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—			
2)ソフト対策の主な取組 (2)洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組																					
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組																					
①消防団と兼任する水防団への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	K,O	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—		
②消防団と兼任する水防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防団の連絡体制の確保	K,O	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—		
③消防団と兼任する水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等、危険箇所の共同点検	・水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等、危険箇所の共同点検	Q	引き続き順次実施	—	●	●	—	○		—	○	—	○	○	○	●	●	—	—		
④重要水防箇所の見直し	・重要水防箇所の見直し	Q	順次実施	○	—	○	—	—		—	○	—	○		—	○	—	○			
⑤関係機関が連携した水防訓練の実施	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加	K	引き続き順次実施	—	●	●	—	●	○	○	○	—	—	—	●	●	●	●	○		
⑥水防連絡部会等による水防団等との合同巡視の実施	・水防連絡部会等による水防団等との合同巡視の実施	K	引き続き順次実施	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—		○	●	○	—	○		
⑦水防活動の担い手となる水防団(消防団)員の確保。また、水防協力団体の募集・指定の促進	・水防活動の担い手となる水防団(消防団)員の確保。また、水防協力団体の募集・指定の促進	S	引き続き実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—		
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する取組																					
①自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進	・自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進	K,L	引き続き順次実施	○	●	●	○	○	○	○	●	○	●	●	—	—	○	—	●	○	
②業務継続計画の策定	・業務継続計画の策定	T,U,V	引き続き順次実施	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	—	●	○	○	●	—
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組																					
①水門の操作訓練の実施	水門の操作確認、訓練の実施		引き続き実施																●		





概ね5年で実施する取組（実施済を含む）

○概ね5年で実施する取組(実施済を含む)

項目	事項	具体的取組	課題	富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	甲州市	身延町	道志村	西桂町
1)ハード対策の主な取組											
■洪水を河川内で安全に流す対策											
		①流下能力向上対策、浸透・侵食対策としての築堤・護岸の整備	Z	—	—	—	—	—	—	—	—
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
		①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災無線テレホンサービスの導入	J	・防災行政無線の新しいシステムの導入、および一部への個別受信機設置予定。 【H32年度までに実施】	・防災行政無線のデジタル化を実施予定。 【H32年度までに実施】	・防災行政無線のメール・HP・福祉FAX等の一斉情報配信及び自動音声ダイヤルを実施。 【継続】	・防災行政無線のデジタル化および音声告知端末、HP、メール、SNS等が連動した情報提供を実施。 【継続】	・防災行政無線のデジタル化を実施。 【継続】	・防災行政無線のデジタル化を実施。 ・屋内でも放送が聞こえるよう戸別受信機を全戸配布している。 【継続】	・防災行政無線のデジタル化、および難聴地域への子局の増設を行っている。 【H31年度拡充予定】	・防災行政無線を導入済。 ・屋内でも放送が聞こえるよう戸別受信機を全戸配布している。 【継続】
		②洪水時および土砂災害時の庁舎等、災害対応を継続するための施設の機能確保や対策の充実	T,U,V	・防災拠点となる庁舎の非常用電源設備の耐水対策を実施済。また、庁舎は土砂災害警戒区域外に位置している。	・防災拠点となる庁舎は浸水が想定される場所に位置していない。また、庁舎は土砂災害警戒区域外に位置しているため対象外とする。	・防災拠点となる庁舎の耐水対策を実施済。 ・本庁舎が土砂災害警戒区域内に位置しているため、本庁舎が被災した場合には、土砂災害警戒区域外にある花咲庁舎に防災拠点を移すことになっている。	・防災拠点となる庁舎は浸水が想定される場所に位置していない。また、庁舎は土砂災害警戒区域外に位置しているため対象外とする。 ・機能不全となったときのために代替施設を用意している。	・防災拠点となる庁舎の非常用電源設備は最上階に設置している。また、庁舎は土砂災害警戒区域外に位置している。	・防災拠点となる庁舎が相模川・多摩川流域内にはないが、富士川流域の浸水想定区域内に位置しているため、庁舎が被災した場合には、浸水区域外の支所へ防災拠点を移転する検討をしている。	・防災拠点となる庁舎は浸水が想定される場所に位置していない。 ・防災拠点となる役場の一部が土砂災害警戒区域内に位置しているため、それらが被災した場合には、防災拠点は土砂災害警戒区域外に位置する他の防災拠点に移すことになっている。	・防災拠点となる庁舎は浸水が想定される場所に位置していない。また、庁舎は土砂災害警戒区域外に位置しているため対象外とする。
		③水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備 ・大規模水害・土砂災害に備えた水防資機材の拡充 ・資材の搬出入やヘリコプターの離発着のための河川防災ステーション等、防災スペースの整備	R	・経年劣化した資機材の入替を行う。 【継続】	・経年劣化した資機材の入替を行う。 【継続】	・経年劣化した資機材の入替を行う。 【継続】 ・ヘリポートを整備済(笹子河川公園)。	・経年劣化した資機材の入替を行う。 【継続】 ・ヘリポートを整備済。	・経年劣化した資機材の入替を行う。 【継続】 ・ヘリポートを整備済。	・流域内の宅地が2軒であるため、富士川流域の備蓄資機材を用い対応する。富士川流域の備蓄資材については、経年劣化したものの入替を行う。 【継続】	・経年劣化した資機材の入替、および水害に備えた水防資機材を整備する。 【H31年度実施予定】 ・ヘリポート(大室指ヘリポート)及びヘリ離発着用のスペース(道志村グラウンド等、他4箇所)を整備済。	・経年劣化した資機材の入替を行う。 【継続】
		④水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計(危機管理型水位計)や量水標、CCTVカメラ等の設置	C,E,N,Y	—	—	—	—	—	—	—	・雨量計や水位・雨量等を監視できる監視カメラは必要箇所に順次設置しており、今後も新規箇所に設置予定。 【継続】
		⑤水門の改修(機能保全)	W	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑥避難場所の災害種別の表示の整備	H,I	・避難所、避難場所への災害種別を明示した看板等の設置を検討。(地震・火山災害の看板は設置済。) 【H33年度までに実施】	・避難所、避難場所への災害種別を明示した看板等を設置済。今後、必要に応じて設置箇所の見直し等を検討する。 【継続】	・避難所、避難場所への災害種別を明示した看板等を設置済。今後、必要に応じて設置箇所の見直し等を検討する。 【継続】	・避難所、避難場所への災害種別を明示した看板等の設置を検討。 【H33年度までに実施】	・平成28年度に市内16箇所、平成29年度に市内14箇所の公共施設案内看板に「避難地」、「避難所」の表示済。	—	・一時避難場所・避難所の看板を整備しているが、災害種別の表示を整備する。 【H31年度実施予定】	・避難所、避難場所への災害種別を明示した看板等を設置済。今後、必要に応じて設置箇所の見直し等を検討する。 【継続】
		⑦総合土砂管理計画の策定	B	—	—	—	—	—	—	—	—

忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	山梨県	気象庁
—	—	—	—	—	—	・流下能力対策、浸食洗掘対策を実施予定。 河川整備延長 L=540m	
・防災行政無線を導入済。 ・屋内でも放送が聞こえるよう戸別受信機を全戸配布している。 ・テレホンサービスを実施。 【継続】	・防災行政無線を導入済。 ・屋内でも放送が聞こえるよう戸別受信機を全戸配布している。 【継続】	・防災行政無線を導入済。 ・屋内でも放送が聞こえるよう戸別受信機を全戸配布している。 【継続】	・防災行政無線のデジタル化を実施。 ・ケーブルテレビのデータ放送により防災無線の発信。 【継続】	防災行政無線のデジタル化を実施。 【継続】	防災行政無線のデジタル化を実施予定。 【H32年度までに実施】	—	
防災拠点となる庁舎の非常用電源設備およびサーバーは2階に設置している。また、庁舎は土砂災害警戒区域外に位置している。	・防災拠点となる庁舎は浸水が想定される場所に位置していない。 ・防災拠点となる役場庁舎が土砂災害警戒区域内に位置しているため、被災した場合には、防災拠点は土砂災害警戒区域外に位置する他の防災拠点に移すことになっている。	防災拠点となる庁舎は浸水が想定される場所に位置していない。また、庁舎は土砂災害警戒区域外に位置しているため対象外とする。	防災拠点となる庁舎は浸水が想定される場所に位置していない。また、庁舎は土砂災害警戒区域外に位置しているため対象外とする。	・防災拠点となる庁舎は浸水が想定される場所に位置していない。 ・庁舎が土砂災害警戒区域内に位置しているため、庁舎が被災した場合には、土砂災害警戒区域外にある道の駅等(他3箇所)に防災拠点を移すことになっている。	防災拠点となる庁舎は浸水が想定される場所に位置していない。また、庁舎は土砂災害警戒区域外に位置しているため対象外とする。	防災拠点となる庁舎は浸水が想定される場所に位置していない。また、庁舎は土砂災害警戒区域外に位置しているため対象外とする。	
・経年劣化した資機材の入替を行う。 【継続】 ・ヘリポートを整備済。	・経年劣化した資機材の入替を行う。 【継続】 ・ヘリポートを整備済。	・経年劣化した資機材の入替、および土砂災害に備えた水防資機材を拡充していく。 【H33年度までに実施】	・経年劣化した資機材の入替を行う。 【継続】	・経年劣化した資機材の入替、および水害に備えた資機材を整備する。 【H33年度までに実施】 ・ヘリポートを整備済。	・経年劣化した資機材の入替、および水害に備えた資機材を整備する。 【H33年度までに実施】 ・ヘリポートを整備済。	・水防資機材の補充計画を立て、計画的な補充を引続き行っていく。 ・都留市法能、大月市大月町花咲、富士吉田市上吉田に水防倉庫があり、水防活動に必要な緊急用資機材の備蓄を行っている。	
水位・雨量等を監視できる監視カメラ等の機器導入の検討を行う。 【平成33年度までに実施】	—	水路の水位や雨量等を監視できる監視カメラ等の機器導入の検討を行う。 【平成33年度までに実施】	—	・村内氾濫の危険性のある河川に水位計、または監視カメラを設置予定。 【H33年度までに実施】	—	・雨量、水位情報は、総合河川情報システム(HP)、NHK、CATVのデータ放送等により提供しており、観測所の拡大、利用促進を実施。 【継続】 ・洪水に特化した低コストの水位計を設置し、近隣住民の避難を支援。 【平成32年度までに実施】	
						長寿命化計画に基づき点検を行う。機能不全の場合には改修を行う。 【平成33年度までに実施】	
避難所、避難場所への災害種別を明示した看板等の設置を検討。 【H33年度までに実施】	避難所、避難場所への災害種別を明示した看板等の設置を検討。 【H33年度までに実施】	避難所、避難場所への災害種別を明示した看板等の設置を検討。また、村広報誌、HP等、周知方法を検討する。 【H33年度までに実施】	避難所、避難場所への災害種別を明示した看板等を設置済。今後、必要に応じて設置箇所の見直し等を検討する。 【継続】	・避難所、避難場所への災害種別を明示した看板等の設置を検討。 【H33年度までに実施】	避難所、避難場所への災害種別を明示した看板等の設置を検討。また、村広報誌、HP等、周知方法を検討する。 【H33年度までに実施】	—	
						総合土砂管理計画を策定済みであるが、浸食対策の実施状況や土砂移動等のモニタリングの実施しながら、必要に応じて見直しを検討する。 【平成33年度までに実施】	

項目	事項	具体的取組	課題	富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	甲州市	身延町	道志村	西桂町
2)ソフト対策の主な取組 (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組											
■情報伝達、避難計画等に関する取組											
		①住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供	C,E,I,M	—	—	—	—	—	—	—	・雨量情報は、今後HPやCATV データ放送などで周知することを検討している。 ・水位情報は、今後、監視カメラの映像をHP又はCATVで公開できるように検討している。 【H33年度までに実施】
		②河川管理者から自治体への情報提供の充実を図るため、避難勧告の発令に着目したチェックリスト・タイムラインの作成及び訓練	D	・土砂災害に対するタイムライン作成に向けて検討していく。 【H33年度までに実施】	・洪水及び土砂災害に対するタイムライン作成に向けて検討していく。 【H33年度までに実施】	・洪水及び土砂災害に対するタイムライン作成に向けて検討していく。 【H33年度までに実施】	・洪水及び土砂災害に対するタイムライン作成に向けて検討していく。 【H33年度までに実施】	・土砂災害に対するタイムライン作成に向けて検討していく。 【H33年度までに実施】	・土砂災害に対するタイムライン作成に向けて検討していく。 【H33年度までに実施】	・洪水に対するタイムラインを作成し、チェックリストとともに毎年確認・更新をする。また、訓練を行うことで、避難勧告の発令がスムーズにいくようにする。【H30年度実施予定】	・土砂災害に対するタイムライン作成中であり、データ放送にて周知する予定。 【平成30年度実施予定】 ・洪水に対するタイムライン作成についても検討していく。 【H33年度までに実施】
		③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施	K	・タイムライン作成後の実施を検討。 【H33年度までに実施】	—	—	—	・タイムライン作成後の実施を検討。 【H33年度までに実施】	・タイムライン作成後の実施を検討。 【H33年度までに実施】	・タイムラインを作成後、首長も含めた実践的な訓練を実施予定。 【H30年度実施予定】	・タイムライン作成後の実施を検討。 【H33年度までに実施】
		④気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	M	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑤広域避難に関する調整、避難経路の検討	B,G,T	—	—	・今後検討する。 【H33年度までに実施】	・今後検討する。 【H33年度までに実施】	・今後検討する。 【H33年度までに実施】	—	—	・今後検討する。 【H33年度までに実施】
		⑥PC、スマートフォン、SNS等を利用した防災・気象情報の配信	I,O	・スマートフォンのアプリを利用した防災情報の導入を検討する。 【H33年度までに実施】	・ホームページや緊急速報エリアメール等、SNSを活用し、防災情報を配信。 【継続】	—	・防災行政無線のデジタル化工事に伴う、HP、各種メール、SNSとの連動。 【継続】	・気象庁の防災情報提供システム、県の総合河川情報システムを活用し、HPにて配信していく。 【H33年度までに実施】	・災害時、町ホームページを災害用に切り替える。 【継続】	・ホームページやSNS等を活用し、防災情報を住民に向けて配信する体制を検討する。 【H33年度までに実施】	・ホームページやSNS等を活用し、防災情報を住民に向けて配信する体制を検討する。 【H33年度までに実施】
		⑦洪水対応情報伝達演習の実施	N,O	—	—	—	—	—	—	・洪水対応情報伝達演習を行い、関係機関との連携を強化する。 【H31年度実施予定】	—
		⑧要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	F	・各施設ごとに該当する災害の種類についての避難計画作成を検討する。(地震・火山災害については計画済。) 【H33年度までに実施】	・厚生労働省及び国土交通省からの通達や要領に基づき作成要請及び指導を行う。 【H33年度までに実施】	・今後検討する。 【H33年度までに実施】	・厚生労働省及び国土交通省からの通達や要領に基づき作成要請及び指導を行う。 【H33年度までに実施】	・高齢者が多い地域のため、避難準備・高齢者等避難開始の発令で対応する。 【継続】	・流域内に要配慮者利用施設がないため対象外とする。	・地域防災計画の見直しを行うとともに、福祉センターなどのよう配慮者利用施設との避難計画などの策定支援を行う。 【H30年度実施予定】	・地域防災計画の見直しを行うとともに、福祉センターなどのよう配慮者利用施設との避難計画などの策定支援を行う。 【H30年度実施予定】
		⑨避難情報に関する意見交換会の実施	H	・自主防災会会議及び出前講座等を活用し、意見交換を実施する。 【H33年度までに実施】	—	—	—	・自主防災組織からの情報を集約。 【継続】	—	・防災訓練、防災会議などを活用し、意見交換を実施する。 【H30年度実施予定】	・防災訓練、防災会議などを活用し、意見交換を実施する。 【H33年度実施予定】
		⑩水位周知河川の検討や水害の危険性を周知する河川の選定	A	—	—	—	—	—	・流域内に河川がないため対象外とする。	—	—

忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	山梨県	気象庁
—	—	—	県から収集した雨量、水位情報を CATV データ放送により提供している。 【H29 年 10 月より実施】	—	—	・雨量、水位情報は、総合河川情報システム(HP)、NHK、CATVのデータ放送等により提供しており、観測所の拡大、利用促進を実施。 【継続】 ・洪水に特化した低コストの水位計を設置し、近隣住民の避難を支援。【平成 32 年度までに実施】	
避難勧告等の発令判断基準の整備を行い、洪水及び土砂災害に対するタイムライン作成を検討していく。 【H33 年度までに実施】	土砂災害に対するタイムライン作成に向けて検討していく。 【H33 年度までに実施】	土砂災害に対するタイムライン作成に向けて検討していく。 【H33 年度までに実施】	—	—	—	—	気象情報に対する防災行動との関連整理について、流域自治体のタイムライン作成に適宜協力する。
—	タイムライン作成後の実施を検討。 【H33 年度までに実施】	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	平成 29 年度に実施済み
今後検討する。 【H33 年度までに実施】	—	—	—	避難経路の見直しを行う。 【H33 年度までに実施】	—	広域避難計画の支援 【継続】	—
緊急速報メールの活用し防災情報を配信。 【継続】	ホームページや緊急速報エリアメール等、SNS を活用し、防災情報を配信。 【継続】	—	防災アプリを活用した防災情報の配信を検討している。 【H33 年度までに実施】	「Yahoo! JAPAN 災害協定」を締結し、インターネット上で防災情報を配信。 【継続】	ホームページや SNS 等を活用し、防災情報を住民に向けて配信する体制を検討する。 【H33 年度までに実施】	・総合河川情報システムによる雨量・水位情報の提供(PC、スマートフォン等) 【継続】 ・データ放送による雨量・水位情報を提供する放送局の拡大【継続】 ・「気象警報・注意報」「土砂災害警戒情報」「地震情報」のメール配信【継続】 ・データ放送による雨量・水位情報を提供する放送局の拡大【継続】	実施済み
連絡票を作成し、訓練の実施を検討している。 【H33 年度までに実施】	—	—	—	—	—	洪水対応情報伝達演習の実施。 【継続】	—
カルテを作成しており、訓練の実施を検討している。 【H33 年度までに実施】	要配慮者利用施設の担当課等と連携して土砂災害に対する避難計画を検討する。 【H33 年度までに実施】	土砂災害に対する避難計画を検討する。 【H33 年度までに実施】	—	要配慮者利用施設の担当と連携して実施予定。 【H33 年度までに実施】	要配慮者利用施設の担当と連携して実施予定。 【H33 年度までに実施】	—	
防災訓練、防災会議などを活用し、意見交換を実施する。 【H33 年度までに実施】	防災訓練、防災会議などを活用し、意見交換を実施する。 【H33 年度までに実施】	—	—	地区会等で意見交換の実施を図る。 【継続】	毎秋に行う防災訓練にて意見交換会を実施予定。 【H33 年度までに実施】	—	
—	—	村内に河川がないため対象外とする。	—	—	—	水位周知河川の検討や水害の危険性を周知する河川の選定を検討予定。 【平成 30 年度検討】	

項目	事項	具体的取組	課題	富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	甲州市	身延町	道志村	西桂町
■防災教育や防災知識の普及											
①	災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	H,K	・防災に関する情報提供については安全対策課を窓口を設置。 【継続】	・総務課に問い合わせ窓口を設置。 【継続】	・総務管理課に問い合わせ窓口を設置。 【継続】	・土砂災害における窓口は、警戒区域等の指定に建設課、防災対策に総務課を設置。 【継続】	・庁内にて問い合わせ窓口の設置を検討する。 【H33年度までに実施】	・総務課に問い合わせ窓口を設置。 【継続】	・防災に関する情報提供については、総務課を窓口を設置。 ・住宅の建設等における土砂災害ハザードマップの周知は、建築担当と連携を行っている。 【継続】	・総務課防災担当に問い合わせ窓口を設置。 【継続】	
②	水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	L,M	—	・地区ごとに研修会を予定している。 【H33年度までに実施】	—	—	—	—	—	—	毎年開催している「防災連携会議」にて説明会の実施を検討
③	教員を対象とした講習会の実施	L,M	・各校の防災担当教員の講習会を通じて水防意識の向上を図る。 【H33年度までに実施】	—	—	—	—	・実践的防災教育推進事業を実施し、防災への意識高揚を図る。 【H33年度までに実施】	—	—	毎年開催している「防災連携会議」にて説明会の実施を検討
④	小学生を対象とした水防災教育の実施	L,M	・地域の育成会活動などを通じて水防教育の充実を図る。 【H33年度までに実施】	・子供への防災教育を実施。 【H29年度から】	—	—	—	・防災訓練への参加を通じて防災教育の充実を図る。 【H33年度までに実施】	—	・小中学校を対象に防災教育を行うとともに、子ども達の引渡し訓練などを実施する。 【H30年度実施予定】	・主に土砂災害について実施を検討。 【H33年度までに実施】
⑤	出前講座等の講習会の実施	L,M	・自治会の要請により出前講座を実施している。 【継続】	・要望に応じて実施している。 【継続】	・要望に応じて実施している。 【継続】	・地区等の要望により、出前講座を実施する。 【H33年度までに実施】	・地区公民館にて市民を対象とした防災教育を実施している。 【継続】	—	・自主防災会、小中学校などの要望に応じて、災害危険箇所、災害対応についての講習会の実施を行う。 【H31年度実施予定】	・主に土砂災害について実施を検討。 【H33年度までに実施】	
⑥	避難を促す緊急行動トップセミナーの開催	L,M	県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】
⑦	想定最大規模洪水も含めた浸水想定区域図、浸水シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A,H	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧	想定最大規模洪水や土砂災害を対象としたハザードマップの作成・周知	A,H	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、県の浸水想定区域が公表された後、作成を検討。 【H33年度までに実施】	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、県の浸水想定区域が公表された後、作成を検討。 【H33年度までに実施】	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、県の浸水想定区域が公表された後、作成を検討。 【H33年度までに実施】	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、県の浸水想定区域が公表された後、作成を検討。 【H33年度までに実施】	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、県の浸水想定区域が公表された後、作成を検討。 【H33年度までに実施】	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、県の浸水想定区域が公表された後、作成を検討。 【H33年度までに実施】	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、流域内河川がないため対象外とする。	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、県の浸水想定区域が公表された後、作成を検討。 【H33年度までに実施】	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、県の浸水想定区域が公表された後、作成を検討。 【H33年度までに実施】
⑨	共同点検の実施	Q	—	—	—	—	—	・地域住民と管内の点検を検討。 【H33年度までに実施】	—	—	—

忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	山梨県	気象庁
・総務課に問い合わせ窓口を設置。 【継続】	・総務課防災担当に問い合わせ窓口を設置。 【継続】	・総務課防災担当に問い合わせ窓口を設置。 【継続】	・地域防災課に問い合わせ窓口を設置。 【継続】	・総務課防災担当に問い合わせ窓口を設置。 【継続】	・庁内にて問い合わせ窓口の設置を検討する。 【H33年度までに実施】	—	—
—	・主に土砂災害について実施を検討。 【H33年度までに実施】	・主に土砂災害について実施を検討。 【H33年度までに実施】	・必要に応じて実施を検討。 【H33年度までに実施】	・地区ごとに研修会を予定している。 【H33年度までに実施】	・地区ごとに研修会を予定している。 【H33年度までに実施】	—	・市町村の要請により、水防災意識の向上を図るための出前講座を行う。
・実施を検討している。 【H33年度までに実施】	・主に土砂災害について実施を検討。 【H33年度までに実施】	・主に土砂災害について実施を検討。 【H33年度までに実施】	・必要に応じて実施を検討。 【H33年度までに実施】	—	—	—	・教師が行う学校防災教育への支援
・実施を検討している。 【H33年度までに実施】	・主に土砂災害について実施を検討。 【H33年度までに実施】	・主に土砂災害について実施を検討。 【H33年度までに実施】	・必要に応じて実施を検討。 【H33年度までに実施】	・実施を検討している。 【H33年度までに実施】	—	・県内小学生を対象にハザードマップ等を活用した防災教育の実施 【継続】	・教師が行う学校防災教育への支援及び小学生を対象とした出前講座。
—	・主に土砂災害について実施を検討。 【H33年度までに実施】	・主に土砂災害について実施を検討。 【H33年度までに実施】	・必要に応じて実施している。 【継続】	・要望があれば実施を検討する。 【H33年度までに実施】	・今後検討する。 【H33年度までに実施】	・県内小学生を対象にハザードマップ等を活用した防災教育の実施 【継続】	・出前講座による防災気象情報の普及啓発
・県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	・県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	・県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	・県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	・県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	・県がトップセミナーを開催した場合には、参加を検討する。 【H33年度までに実施】	・水害に関する防災トップセミナーの開催を検討する。 【H33年度までに実施】	
						・水防法で規定する水位周知河川を指定した場合には、浸水想定区域図の検討を進め、住民に周知を図る。 【平成33年度までに実施】	
・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、県の浸水想定区域が公表された後、作成を検討。 【H33年度までに実施】	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、県の浸水想定区域が公表された後、作成を検討。 【H33年度までに実施】	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、村内に河川がないため対象外とする。	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、県の浸水想定区域が公表された後、作成を検討。 【H33年度までに実施】	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、県の浸水想定区域が公表された後、作成を検討。 【H33年度までに実施】	・土砂災害ハザードマップを作成し、HPで公表している。 【継続】 ・洪水ハザードマップについては、県の浸水想定区域が公表された後、作成を検討。 【H33年度までに実施】	・市町村が土砂災害ハザードマップの見直し等を実施する場合には支援する。 【継続】	
—	・必要に応じて、実施を検討する。	—	—	—	—	—	—

項目	事項	具体的取組	課題	富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	甲州市	身延町	道志村	西桂町
2)ソフト対策の主な取組 (2)洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組											
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組											
	①消防団と兼任する水防団への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	K,O	・常に傍受体制にあり、2ヶ月に1回定期点検実施。 【継続】	・毎年、年2回行う消防団訓練にて実施。 【継続】	・消防署より、消防団の各部へ訓練するよう依頼している。 ・訓練については、各部署で実施。 【継続】	・定期的にある消防団訓練にて実施。 【継続】	・定期的にある消防団訓練にて実施。 【継続】	・定期的にある消防団訓練にて実施。 【継続】	・防災訓練を通じて、消防団の緊急招集訓練などを行っている。 【継続】	・定期的にある消防団訓練にて実施。 【継続】	
	②消防団と兼任する水防団同士の連絡体制の確保	K,O	・簡易デジタル無線機を配備し実施。 【継続】	・簡易デジタル無線機を配備し実施。 【継続】	・簡易デジタル無線及びトランシーバーを各部署へ配布し実施。 【継続】	・簡易デジタル無線機を配備。また、メールでの連絡体制を整備。 【継続】	・簡易デジタル無線機を配備し実施。 【継続】	・防災行政無線および消防団デジタル無線、携帯電話メールを利用した連絡体制を整備。 【継続】	・簡易デジタル無線機を配備し実施。 【継続】	・携帯電話及び消防団用メーリングシステムにて実施。 【継続】	
	③消防団と兼任する水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等、危険箇所の共同点検	Q	—	・毎年、水防団との危険箇所の点検を実施している。 【継続】	・消防団の各部署が地域住民と連携し実施。 【継続】	—	・地域住民と管内の点検を検討。 【H33年度までに実施】	・流域内に重要水防箇所等、危険箇所がないため対象外とする。	—	・必要に応じて実施する。	
	④重要水防箇所の見直し	Q	・危険度の高い箇所について見直しを今後検討。 【H33年度までに実施】	—	・必要に応じて実施。	—	—	・流域内に重要水防箇所がないため対象外とする。	—	・必要に応じて実施する。	
	⑤関係機関が連携した水防訓練の実施	K	—	・消防団は定期的に訓練を実施。 【継続】	・消防団は定期的に訓練を実施。 【継続】	—	・消防団については、毎月定期的に機械器具の点検を実施している。 【継続】	・県主催の水防訓練に参加予定。 【H33年度までに実施】	・消防団による水防訓練の実施を検討する。 【H31年度実施予定】	・消防団による水防訓練の実施を検討する。 【H30～32年度実施予定】	
	⑥水防連絡部会等による水防団等との合同巡視の実施	K	—	—	—	—	・関係団体と協議の中で実施を検討。 【H33年度までに実施】	—	—	—	
	⑦水防活動の担い手となる水防団(消防団)員の確保。また、水防協力団体の募集・指定の促進	S	・消防団員確保の促進を図っている。 【継続】	・消防団員確保の促進を図っている。 【継続】	・消防課にて広報及びHPで募集し、リーフレット等を各部署へ配布し勧誘活動を依頼。 【継続】	・消防団として随時啓発実施中。 【継続】	・市広報紙、HPにて募集を行っている。 【継続】	・消防団員確保の促進を図っている。 【継続】	・市広報紙、HPにて募集を行っている。 【継続】	団員の確保は年々厳しくなっているが、消防団幹部の勧誘により、定数は確保できている。 【継続】	
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する取組											
	①自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進	K,L	・他の災害を含め出前講座等で意識の高揚を図る。 【H33年度までに実施】	・自主防災会に対する訓練等を実施している。 【継続】	・今後も継続して実施。 【継続】	・HP、告知端末等で啓発。説明会や出前講座等も検討。 【H33年度までに実施】	・自主防災組織率100%を目標に強化、育成を行う。 【H33年度までに実施】	・充実を図る。 【H33年度までに実施】	・自主防災組織の活動支援のために、補助金制度を作るなど、今後も支援を検討する。 【H33年度までに実施】	・防災訓練等を通じ充実を図る。 【H33年度までに実施】	
	②業務継続計画の策定	T,U,V	・策定済。	・地震編は策定済みのため、災害編を準じて策定。 【H33年度までに実施】	・策定予定。 【H33年度までに実施】	・策定予定。 【H29年度】	・地震編は策定済みのため、災害編を準じて策定。 【H33年度までに実施】	・策定予定。 【H33年度までに実施】	・策定予定。 【H30年度】	・策定予定。 【H30年度までに実施】	
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組											
	①水門の操作訓練の実施	W									



忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	山梨県	気象庁
・定期的にある消防団訓練にて実施。 【継続】	・定期的にある消防団訓練にて実施。 【継続】	・デジタル簡易無線機やメールでの伝達訓練を実施している。 【継続】	・移動系防災無線による伝達訓練を実施している。 【継続】	・定期的にある消防団訓練にて実施。 【継続】	・定期的にある消防団訓練にて実施。 【継続】	—	
・簡易デジタル無線機を配備し実施。 【継続】	・移動系無線、防災行政無線等で実施。 【継続】	・各分団の指揮班長から分団員への連絡体制を整備。 【継続】	・メールでの情報伝達を実施している。 ・消防団内での連絡体制が構築されている。 【継続】	・簡易デジタル無線機を配備し実施。 【継続】	・簡易デジタル無線機を配備し実施。 【継続】	—	
—	・必要に応じて実施する。	・必要に応じて実施する。	・必要に応じて実施する。	・定期的にある消防団訓練にて実施。 【継続】	・消防団として定期的実施予定。 【H33年度までに実施】	—	—
—	・必要に応じて実施する。	・村内に重要水防箇所がないため対象外とする。	—	・消防団と連携して見直しを検討。 【H33年度までに実施】	—	・重要水防箇所の見直しを実施。 【継続】	
—	—	—	・県主催の水防訓練に参加。 【H29年度】	・消防団は定期的に訓練を実施。 【継続】	・消防団は定期的に訓練を実施。 【継続】	・毎年、5月の水防月間中に水防訓練を実施。 【継続】	・関係機関と調整のうえ参加。
—	—	・村内に河川がないため対象外とする。	・必要に応じて実施する。	・消防団の訓練の中で定期的に実施。 【継続】	・消防団の訓練の中で実施予定。 【H33年度までに実施】	—	・関係機関と調整のうえ参加。
・消防団員確保の促進を図っている。 【継続】	・消防団員確保の促進を図っている。 【継続】	団員の確保は年々厳しくなってきたが、消防団幹部の勧誘により、定数は確保できている。 【継続】	・消防団員確保の促進を図っている。 【継続】	・村内の若手を中心に声かけ。 【継続】	・消防団員確保の促進を図っている。 【継続】	—	
・自主防災会に対する訓練等を実施している。 【継続】	・防災訓練等を通じ充実を図る。 【H33年度までに実施】	—	—	・要望に応じて検討する。	—	・防災知識の普及啓発を推進するために、地域防災リーダー向け研修の支援 【継続】	・防災知識の普及啓発を推進するために、地域防災リーダー向け研修の支援。
・策定済。	・策定予定。 【H33年度までに実施】	—	・策定予定。 【平成30年度まで】	・策定予定。 【H29年度】	・策定予定。 【H33年度までに実施】	・策定済。	—
						水門の操作確認や訓練を実施する。 【継続】	